

料金表

通則

(消費税相当額の加算)

1 第 64 条 (定額制の網使用料の支払義務) から第 68 条 (手続費の支払義務) までの規定、第 95 条 (接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約) の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額 (当社の契約約款の料金表に定める料金を準用する場合は、消費税相当額を含まないものを準用するものとします。) に消費税相当額を加算した額とします。

(適用欄の取扱い)

2 接続申込者は、この料金表の適用によらない接続を要望する場合は、第 11 条 (事前調査の申込み) に規定する事前調査の申込みを行うものとします。

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1) 網使用料の適用対象	<p>網使用料は、当社の指定電気通信設備が有する機能のうち、次の各号に掲げる基本的な接続機能 (第 5 条 (標準的な接続箇所) 第 1 項に規定する標準的な接続箇所において当社又は協定事業者が共通して利用可能な標準的機能をいいます。以下同じとします。)、端末回線伝送機能、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能に適用します。</p> <p>ただし、網使用料の対象とすることが適当でない場合はこの限りではありません。</p> <p>ア 番号規則に規定する電気通信番号により、音声又はデータを疎通する機能</p> <p>イ 事業者間料金精算を行うために必要となる機能</p> <p>ウ 番号案内サービス接続機能</p> <p>エ 標準信号方式対応機能</p> <p>オ 加入者交換機機能メニュー (加入者交換機においてサービスを構成するための細分化された共通的な機能を汎用的に利用できるようメニュー化したものをいいます。以下同じとします。) 利用機能</p>
(2) 当社が利用者料金の額を設定する接続形態に係る網使用料の適用	<p>別表 2 (接続形態) 第 2 表において当社が利用者料金設定事業者となる接続形態に係る網使用料については、この料金表の規定にかかわらず、協定事業者はその支払いを要しません。</p>
(3) セットアップ付秒課金の適用	<p>この料金表中加入者交換機能、市内伝送機能、中継交換機能、市内通信機能及びリルーティング通信機能に係る料金については、1 通信ごとの料金額及び 1 秒ごとの料金額に通信秒数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。</p>
(3)-2 事業法第 33 条 第 5 項の機能に係る網使用料の適用年度	<p>2 (料金額) 2-2 第 1 欄、第 7 欄、第 8 欄及び第 11 欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2 及び 2-5-2 の 2、2-7、2-11 第 1 欄から第 4 欄及び第 6 欄並びに 2-13 第 3 欄に規定する機能に係る料金額は、令和 6 年度に適用します。</p>
(4) 公衆電話発信機能の適用	<p>ア 公衆電話発信機能を利用した場合には、その料金に併せて 2 (料金額) 2-2 第 1 欄に規定する加入者交換機能に係る料金の支払いを要するものとします。ただし、公衆電話発信機能を市内通信機能と併せて利用する場合は、加入者交換機能に替えて 2-11 第 1 欄に規定する市内通信機能に係る料金の支払いを要するものとします。</p> <p>イ 2 (料金額) 2-10-1 第 1 欄に規定する機能については、2-10-1 に掲げる料金額に、2-10-2 に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p>
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	<p>ア 協定事業者は、2 (料金額) 2-8 (第 4 欄及び第 5 欄を除きます。) 又は 2-11 (第 12 欄から第 20 欄を除きます。) に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第 1 表第 1 に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しま</p>

	<p>せん。</p> <p>イ 2-2第9欄若しくは第10欄（ア(イ)欄及びイ(イ)欄を除きます。）、2-4第4欄（イ欄を除きます。）、2-4の2、2-7の2、2-7の3、2-7の4、2-7の5、2-13第2欄（ウ欄を除きます。）又は2-13第4欄ウ欄に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。</p> <p>(7) 2-2第9欄ア(7)欄及び第10欄ア(ウ)欄、2-4第4欄ア欄並びに2-13第2欄エ欄</p> <p>(イ) 2-2第9欄ア(イ)欄及び第10欄ア(7)欄、2-4第4欄ウ欄、2-7の2並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄</p> <p>(ウ) 2-2第9欄ア(イ)欄及び第10欄ア(7)欄、2-4第1欄、2-4の2、2-7の2並びに2-13第2欄ア欄</p> <p>(エ) 2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(ウ)欄、2-4第4欄ア欄並びに2-13第2欄エ欄</p> <p>(オ) 2-2第9欄ア(イ)欄及び第10欄ア(7)欄、2-4第4欄エ欄、2-7の2、2-7の3、2-7の4、2-7の5並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄及び第4欄ウ欄</p> <p>(カ) 2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(7)欄、2-4第4欄ウ欄、2-7の2並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄</p> <p>(キ) 2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(7)欄、2-4第1欄、2-4の2、2-7の2並びに2-13第2欄ア欄</p> <p>(ク) 2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(7)欄、2-4第4欄エ欄、2-7の2、2-7の3、2-7の4、2-7の5並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄及び第4欄ウ欄</p>
(6) 特定機能の提供に係る特定協定事業者の網使用料の適用の特例	<p>協定事業者は、2（料金額）2-7又は2-8に規定する機能（以下「特定機能」といいます。）を利用したときは、当社にその料金を支払うものとし、特定機能を構成する特定協定事業者の電気通信設備の部分について支払いを要しません。協定事業者は、特定端末系事業者との接続により、特定端末系事業者の特定機能に含めて特定端末系事業者に料金を支払う当社の指定電気通信設備の部分については支払いを要しません。</p>
(7) 役務区間単位料金による接続専用回線等に係る料金の適用	<p>利用者料金が役務区間単位料金であるときの接続専用回線、総合デジタル通信サービス契約約款に定める相互接続通信路設定機能を利用するサービス等に係る料金については、当社の契約約款等に規定するところにより当社の契約者が支払うものとし、協定事業者は2（料金額）2-1-1-1第2欄から第4欄、2-1の2又は2-6に掲げる網使用料の支払いを要しません。</p>
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>2（料金額）2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。</p> <p>ア 端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄及び2-1-1-2第1欄に限ります。以下第12欄までにおいて同じとします。）については、専用サービス契約約款に規定する線式等の区別に準じて基本料及び加算料を適用します。</p> <p>イ 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金又は料金表第2表第1（工事費）2-1第13欄に掲げる工事費の適用がない場合の端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄に限ります。）については、2（料金額）2-1-1-1に掲げる料金額に2-1-1-2第1欄ア欄又はイ(7)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>ウ 2（料金額）2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に2-1-1-2第1欄イ(イ)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>エ 回線終端装置を利用する場合については、第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第6968欄を適用するときを除き、2（料金額）2-1-1に掲げる料金額に2-1-2第1欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p>

オ 利用者の建物内の当社の光屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-2第2欄ア(ア)欄に掲げる料金額に2-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-1-2第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。

カ 2(料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する加算料を適用します。

キ 2(料金額) 2-1-1-1第2欄ウ(ア)欄又は(イ)欄に規定する機能については、2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能と組み合わせて適用する場合があります。この場合において、2-1の4に規定する機能を組み合わせて適用しないときの1の光信号主端末回線収容装置に収容できる光信号端末回線は、2-1-1-1第2欄ウ(ア)欄を適用する場合は1を、2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄を適用する場合は8を限度とします。

ク 光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、その設置の態様に応じて、2(料金額) 2-1-1-1第6欄に掲げる料金額に2-1-1-2第3欄第4欄ア欄に掲げる料金額及びイ欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離にイ欄に掲げる料金額を乗じた額(ア欄と同時に適用する場合に限ります。)を加えた額を適用します。ただし、2の光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、1の2-1-1-2第3欄第4欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。

ケ 2(料金額) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能について、2-1の3に規定する機能を一体として利用する場合にあっては、2-1-1-1第6欄ア(ア)欄に掲げる料金額を適用します。

コ 2(料金額) 2-1-1-1第7欄に規定する機能については、協定事業者は、その利用する同欄の機能に係る全ての回線について同一の選択(同欄ア欄又はイ欄のいずれかの選択をいいます。)をすることを要します。

サ 2(料金額) 2-1-1-1第4欄イ欄に規定する機能については、第64条(定額制の網使用料の支払義務)の規定にかかわらず、第37条の2(DSL回線の回線調整工事)第2項又は第3項の規定により、DSL回線の回線収容替えを行って第2群(収容に係る利用制限が設けられているものに限ります。)の伝送システムを用いるDSL回線をカッド内に単独収容する場合は、その回線収容替えを実施した日からその日を含む月の末日までの間、従前の機能に係る料金を適用します。

シ 削除

ス～セ ソ 削除

ソ タ 2(料金額) 2-1-1-1第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせて適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア)②欄若し

(8)-2 加入者交換機機	<p>くは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する基本料を適用します。</p> <p>タ 2 (料金額) 2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる加算料については、左欄に掲げる料金額を適用します。ただし、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合は、左欄に掲げる料金額に代え、右欄に掲げる料金額を適用するものとします。</p> <p>チ 2-1-1-1第4欄ア(イ)欄及びイ(イ)欄に規定する機能に係る保守の区別については、その電話重畳する当社の電話サービスの契約者回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>ツ 削除</p> <p>テ 削除</p> <p>ト 2 (料金額) 2-1-1-1第9欄に掲げる料金額は、当社のLAN型通信網サービス契約約款に規定するLAN型通信網サービス(相互接続点と端末設備等との間に限った通信に係るもの)に限ります。以下この料金表において同じとします。)の品目の区分に応じて適用するものとします。この場合において、2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>ナ 2 (料金額) 2-1-1-1第9欄に規定する機能に係る端末回線がその端末回線を収容する伝送装置が設置された通信用建物において終端する場合は、同欄に掲げる料金額から第3欄ウ(ウ)欄及び2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を減じた額を適用します。</p> <p>ニ 第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第1項の規定に基づき、複数年段階料金を適用する間においては、カの規定にかかわらず、2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2の2に掲げる料金額及び2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>ヌ 第34条の13第1項の規定に基づき、複数年段階料金を適用する間においては、2(料金額)2-1-1-1の2に規定する機能については、2-1-1-1の2に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>ネ 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して3年が経過した後も当該回線との接続を継続する場合は、当該回線について2(料金額)2-1-1-1(基本料)第6欄イ欄又は2-1-1-2(加算料)第2欄イ欄に規定する料金額を適用します。</p> <p>ノ 2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄に規定する機能について、保守用光信号主端末回線収容装置(光信号主端末回線収容装置の冗長化を可能とするものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合は1光信号伝送装置ごとの料金額、1保守用光信号主端末回線収容装置ごとの料金額及び光信号主端末回線収容装置ごとの料金額にその光信号伝送装置に設置する光信号主端末回線収容装置数を乗じて算定した料金額を合計した額を、保守用光信号主端末回線収容装置を利用しない場合は1光信号伝送装置ごとの料金額及び光信号主端末回線収容装置ごとの料金額にその光信号伝送装置に設置する光信号主端末回線収容装置数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。これらの場合において、1の光信号伝送装置に設置できる光信号主端末回線収容装置は15を、保守用光信号主端末回線収容装置は1を限度とします。</p> <p>着信課金番号ポータビリティを行うため、加入者交換機機能メニュー利用機能を</p>
---------------	--

能メニュー利用機能に係る料金の適用	利用する場合は、移転先事業者がその支払を要するものとし、その他の場合において当該機能を利用するときは、別表2第4表（従量制網使用料支払事業者）に規定するところによります。
(8)-3 削除	_____
(8)-4 一般番号ポータビリティ実現機能に係る料金の適用	<p>ア 一般番号ポータビリティ実現機能に係る料金については、2（料金額）2-2第4欄に掲げる料金額に、各々の協定事業者（この欄において移転先事業者をいいます。）の暦月末日時点の一般番号ポータビリティに係る電気通信番号数（当社の接続対象地域内における電気通信番号数に限り、）を協定事業者の暦月末日時点の一般番号ポータビリティに係る電気通信番号数（当社の接続対象地域内における電気通信番号数に限り、）及び特定端末系事業者と協定を締結している電気通信事業者の暦月末日時点の一般番号ポータビリティに係る電気通信番号数（特定端末系事業者の接続対象地域内における電気通信番号数に限り、）の合計（一般番号ポータビリティの仕組みを利用する当社及び特定端末系事業者の音声利用IP通信網サービスに係る電気通信番号数を含みます。）で除して算定した比率を乗じて得た額を、各協定事業者に適用します。</p> <p>イ 一般番号ポータビリティ実現機能に係る料金に相当する額については、その機能を利用した通信に係る利用者料金を設定する電気通信事業者が負担することとなりますが、当社は、その機能に係る料金について、接続料規則第15条の2ただし書の規定に基づき、アのとおり適用するものとします。</p>
(8)-5～(8)-8 削除	_____
(8)-9 加入者交換機回線対応部共用機能及び中継交換機回線対応部共用機能に係る料金の適用	2（料金額）2-2第8欄及び2-4第3欄に掲げる網使用料については、2-5-1に規定する機能を利用した場合において適用します。
(8)-10 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能に係る料金の適用	2（料金額）2-2第6欄に掲げる網使用料については、2-2第1欄に掲げる機能及び2-8第2欄に掲げる機能並びに2-11第1欄及び第2欄に掲げる機能を利用した場合において適用します。
(8)-11 一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能に係る料金の適用	<p>ア 2（料金額）2-2第10欄ア(イ)欄又はイ(イ)欄、2-13第2欄ウ欄及び第4欄イ欄については、組み合わせで適用します。</p> <p>イ 2-2第10欄ア(イ)欄又はイ(イ)欄に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月末における見込み契約数（第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第3項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。）を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。</p> <p>ウ 2-13第2欄ウ欄に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み送受信データ量（第50条第3項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。）を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。</p>
(8)-12 一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能に係る料金の適用	<p>ア 2（料金額）2-13第4欄に係る料金については、協定事業者が利用するIP通信網終端装置のポートに応じた数を乗じて得た額を適用します。</p> <p>イ 2（料金額）2-13第4欄ア(イ)欄に規定する料金については、下記いずれかの相互接続点で接続する場合に適用します。</p> <p>(7) 接続対象地域を青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県とする <u>宮城県内及び山形県内の相互接続点</u></p> <p>(4) 接続対象地域を茨城県及び栃木県とする茨城県内及び栃木県内の相互接続点</p> <p>(7) 接続対象地域を群馬県、新潟県、山梨県及び長野県とする群馬県内及び山梨県内の相互接続点</p> <p>(7) 接続対象地域を京都府とする大阪府内の相互接続点</p> <p>(4) 接続対象地域を奈良県、滋賀県、和歌山県、石川県、福井県及び富山県とする兵庫県内の相互接続点</p>

	<p>(ウ) 接続対象地域を岐阜県、三重県及び静岡県とする愛知県内の相互接続点</p> <p>(エ) 接続対象地域を岡山県、山口県、鳥取県、島根県、愛媛県、香川県、徳島県及び高知県とする広島県内の相互接続点</p> <p>(オ) 接続対象地域を熊本県、鹿児島県、長崎県、大分県、佐賀県、宮崎県及び沖縄県とする福岡県内の相互接続点</p>
(9) 削除	
(10) 通信路設定伝送機能に係る料金の適用	<p>2 (料金額) 2-6に規定する通信路設定伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。</p> <p>ア 通信路設定伝送機能について、分岐回線以外については2-6-1、分岐回線については2-6-2に掲げる料金額を適用します。</p> <p>イ 通信路設定伝送機能の基本料については、通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域の場合は2-6-1-1の料金額欄の右欄に掲げる料金額を、それ以外の場合は同料金額欄の左欄に掲げる料金額を適用します。</p> <p>ウ 通信路設定伝送機能については、専用サービス契約約款に規定する専用サービスの種類（一般専用サービス（以下「一般専用」といいます。）、高速デジタル伝送サービス（以下「高速デジタル伝送」といいます。）、品目、サービスクラス（以下「クラス」といいます。）の区別に準じて、また同一の保守の区別により基本料及び加算料を適用します。</p> <p>エ 2-6-1-1の料金額欄の左欄に掲げる料金額を適用する場合において、通信路設定伝送機能を利用する区間の距離が10kmを超える場合は、2-6-1-1の料金額欄の左欄に掲げる料金額に2-6-1-2の料金額欄の左欄に掲げる料金額を10kmを超える10kmごとに加えた額を適用します。この場合において、通信路設定伝送機能を利用する区間の距離は、専用サービス契約約款中回線距離の測定の規定を準用して測定します。</p> <p>オ 単位料金区域ごとに当社が別に定める通信用建物と異なる通信用建物において、第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第5欄に規定する箇所で接続する場合は、2-6-1-1に掲げる料金額に2-6-1-2の料金額欄の右欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p>
(10)-2 光信号中継伝送機能に係る料金の適用	<p>ア 一般光信号中継伝送機能に係る基本料については、一般光信号中継伝送機能を利用する区間の距離に2 (料金額) 2-5-3-1に掲げる料金額を乗じて適用します。この場合において、一般光信号中継伝送機能を利用する区間の距離は一般光信号中継回線のケーブルの長さにより算出します。</p> <p>イ 特別光信号中継伝送機能に係る基本料の算定に用いる利用波長数は、当該機能を利用する前月末時点のものとします。また、利用波長数が変動したときには、その事業年度末において必要な精算を行うものとします。</p> <p>ウ 光信号中継回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、その設置の態様に応じて、2 (料金額) 2-5-3-1について上記アを適用して算出した料金額又は2-5-3-2に規定する料金額に2-5-3-3第1欄に掲げる料金額及び第2欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離に第2欄に掲げる料金額を乗じた額（第1欄と同時に適用する場合に限ります。）を加えた額を適用します。ただし、2の光信号中継回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合並びに光信号中継回線及び光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、1の2-5-3-3に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p>
(10)-3 削除	
(10)-4 イーサネットフレーム伝送機能に係る料金の適用	<p>ア 2-6の3に規定するイーサネットフレーム伝送機能の料金については、イに規定する場合を除き、その接続の態様に応じて、2-6の3-1に掲げる料金額に、2-6の3-2に掲げる料金額及び2-6の3-3に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-6の3-2の料金額についてはその機能を利用する都道府県の区域（当社が別に定める区域とする場合があります。以下、この欄及び2-6の3において同じとします。）ごとに、2-6の3-3の料金額についてはその機能を利用する単位料金区域（当社が別に定</p>

	<p>める区域とする場合があります。以下、この欄及び2-6の3において同じとします。)ごとに、それぞれ加えるものとします。</p> <p>イ イーサネットフレーム伝送機能を利用する区域を、単位料金区域に限る場合には、その接続の態様に応じて、2-6の3-1に掲げる料金額に、2-6の3-3に掲げる料金額をその単位料金区域ごとに加えた額を適用します。</p> <p>ウ 2-6の3-2又は2-6の3-3に掲げる料金額については、それぞれと組み合わせる2-1-1-1第9欄に規定する機能に係るLAN型通信網サービスの品目である伝送容量の合計値(100Mbit/sを超えて1Gbit/s未滿となる場合には、100Mbit/s未滿の端数を、1Gbit/sを超えて10Gbit/s未滿となる場合には、1Gbit/s未滿の端数を、10Gbit/sを超えて100Gbit/s未滿となる場合には、10Gbit/s未滿の端数を、100Gbit/sを超えて1Tbit/s未滿となる場合には、100Gbit/s未滿の端数を、1Tbit/sを超えて10Tbit/s未滿となる場合には、1Tbit/s未滿の端数を、10Tbit/sを超える場合には、10Tbit/s未滿の端数をそれぞれ切り上げた値とし、協定事業者ごとに算定します。)に応じて適用します。この場合において、伝送容量の合計値が100Tbit/sを超えるときは、100Tbit/sの符号伝送が可能なものの料金額に、当該料金額を10で除した金額を100Tbit/sを超えた10Tbit/sごとに加算して適用するものとします。</p>
(11) 臨時専用契約の場合の端末回線伝送機能及び通信路設定伝送機能に係る料金の適用	<p>当社の契約者が専用サービス契約約款の規定により臨時専用契約を締結する場合の通信路設定伝送機能等の料金については、該当する網使用料(加算料を含みます。)の月額額の10分の1を日額として適用します。</p>
(12) 端末回線伝送機能及び通信路設定伝送機能の組み合わせ	<p>端末回線伝送機能2-1-1-1第3欄及び通信路設定伝送機能については、専用サービスに準じて該当する機能を組み合わせる適用します。</p>
(12)-2 削除	_____
(12)-3 端末回線伝送機能及びイーサネットフレーム伝送機能の組み合わせ適用	<p>端末回線伝送機能2-1-1-1第9欄及びイーサネットフレーム伝送機能については、その接続の態様に応じて、2-1-1-1第9欄に掲げる料金額に2-6の3に掲げる料金額を組み合わせる適用します。この場合において、これらの機能を利用する協定事業者は、これらの機能に係る回線管理業務等を当社が行うために必要となる当社のソフトウェア開発等のための費用を負担することを要します。</p>
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	<p>ア 2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ(ア)欄又はウ(イ)欄(1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「1Gbit/sタイプ」といいます。))に限り、)に掲げる料金額に2-1-1-2第2欄又は2-1-1-2の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア(ア)欄に掲げる料金額を、2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄(10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「10Gbit/sタイプ」といいます。))に限り、)に掲げる料金額に2-1-1-2第2欄又は2-1-1-2の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は2-1の4イ欄に掲げる料金額をそれぞれ組み合わせる適用します。これらの場合において、1の光局内スプリッタ(通信用建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。)に収容できる光信号主端末回線の数は4を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)</p> <p>また、2-1-1-1第2欄ウ(ア)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は1を、2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は8を限度とします。</p> <p>イ 2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ(ア)欄に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア欄に</p>

	<p>掲げる料金額を、2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は2-1の4に掲げる料金額をそれぞれ組み合わせて適用する場合があります。これらの場合において、2-1の4ア(ア)欄又はイ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は4を限度とし（以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。）、2-1の4ア(イ)欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は8を限度とします（以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。）。</p> <p>また、2-1-1-1第2欄ウ(ア)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は1を、2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は8を限度とします。</p>
(14) 削除	
(15) 共通線信号網利用機能（イ欄）に係る料金の適用	<p>ア 国際系事業者又は中継事業者（特定中継事業者を除きます。以下この欄において同じとします。）の共通線信号網利用機能（イ欄）に係る料金については、国際系事業者又は中継事業者がその支払いを要するものとし、当社は2（料金額）2-7に掲げる1制御信号ごとの料金額に、ユーザ間情報（当社又は協定事業者の契約約款等に定める利用者間で送受信する情報をいいます。以下同じとします。）を国際系事業者若しくは中継事業者に送達した時点又は国際系事業者若しくは中継事業者から受信した時点を1制御信号として当社の機器により測定し算出します。</p> <p>イ 特定協定事業者の共通線信号網利用機能（イ欄）に係る料金については、特定協定事業者がその支払いを要するものとし、当社は2（料金額）2-7に掲げる1制御信号ごとの料金額を次に掲げる方法により請求します。</p> <p>(ア) 発信側の信号用中継交換機が当社の場合、特定協定事業者がその支払いを要するものとし、ユーザ間情報通知1回ごとの信号数に相当する額</p> <p>(イ) 発信側の信号用中継交換機が特定端末系事業者で着信側の信号用中継交換機が当社の場合、特定端末系事業者がその支払いを要するものとし、ユーザ間情報通知1回ごとの信号数に2分の1を乗じて得た額に相当する額</p>
(16) 共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用	<p>共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金については、当社は2（料金額）2-7に掲げる1信号ごとの料金額を次に掲げる方法により請求します。</p> <p>ア 協定事業者が加入者交換機機能メニューを利用するため、当社の信号中継交換機と接続し当社の共通線信号網を利用する場合は、協定事業者がその支払を要するものとし、それぞれの信号数に相当する額</p> <p>イ 協定事業者が特定端末系事業者の加入者交換機機能メニューを利用するため、特定端末系事業者の共通線信号網を介して当社の共通線信号網を利用する場合は、特定端末系事業者がその支払を要するものとし、それぞれの信号数に2分の1を乗じて得た額に相当する額</p> <p>ウ 特定中継事業者のサービスを実現するため、当社と接続して当社の共通線信号網を利用する場合は又は発信側の信号中継交換機が当社の場合は、特定中継事業者がその支払いを要するものとし、それぞれの信号数に相当する額</p> <p>エ 特定協定事業者のサービスを実現するため、特定端末系事業者の共通線信号網を介して当社の共通線信号網を利用する場合は又は発信側の信号中継交換機が特定端末系事業者の場合は、特定端末系事業者がその支払いを要するものとし、それぞれの信号数に2分の1を乗じて得た額に相当する額</p> <p><u>オ 特定端末系事業者の交換機相互間を利用する場合に当社の共通線信号網を利用する場合は、特定端末系事業者がその支払いを要するものとし、その信号数に相当する額</u></p> <p><u>カ オ</u> 着信課金番号ポータビリティを行うため、当社の共通線信号網を利用する場合は、移転先事業者がその支払を要するものとし、それぞれの信号数に相当</p>

	<p>する額</p> <p>キ カ 着信課金番号ポータビリティを行うため、特定端末系事業者の共通線信号網を介して当社の共通線信号網を利用する場合は、特定端末系事業者がその支払を要するものとし、それぞれの信号数に2分の1を乗じて得た額に相当する額</p>
(17) 削除	
(17)-2 番号情報データベース登録機能に係る料金の適用	<p>番号情報データベース登録機能に係る料金については、当社は2（料金額）2-8第4欄に掲げる料金額を次に掲げる方法により請求します。</p> <p>ア 協定事業者が番号情報データベース登録機能を利用するため、契約者の番号情報を登録するごとに、協定事業者がその支払いを要するものとし、</p> <p>イ 当社は、2（料金額）2-8第4欄に掲げる1番号ごとの料金額に、登録された番号情報数を乗じて得た額を請求します。</p>
(17)-3 番号情報データベース利用機能に係る料金の適用	<p>番号情報データベース利用機能に係る料金については、当社は2（料金額）2-8第5欄に掲げる料金額を次に掲げる方法により請求します。</p> <p>ア 協定事業者が番号情報データベース利用機能を利用するため、番号情報データベースに登録された番号情報を利用するごとに、協定事業者がその支払いを要するものとし、</p> <p>イ 当社は、2（料金額）2-8第5欄に掲げる1番号ごとの料金額に、利用された番号情報数（番号情報の利用用途（電話帳掲載又は番号案内に限ります。ただし、自ら利用する場合と他者から業務を受託する場合は区別して取り扱います。）ごとに計算します。）を乗じて得た額を請求します。</p> <p>ウ 協定事業者が指定した日に番号情報データベースに登録された番号情報を利用する場合は、当社は2（料金額）2-8第5欄イ欄に掲げる料金額に限り適用します。</p>
(18) 削除	
(19) リルーティング通信機能に係る料金の適用	<p>リルーティング通信機能に係る料金については、中継事業者がその支払いを要するものとし、</p>
(20) 削除	
(21) リダイレクション網使用機能に係る料金の適用	<p>リダイレクション（接続に必要な情報を取得するために、当社の電話網又は総合デジタル通信網内において通常の通信経路以外に加入者交換機、市外中継交換機及びその間の伝送路設備を使用することをいいます。以下同じとします。）網使用機能に係る料金については、その機能を利用することにより、当社の電話網又は総合デジタル通信網内の通常の通信経路を使用しない通信が完了する場合についても2（料金額）2-11備考欄に掲げる事業者がその支払を要するものとし、1通信ごとに当社の機器により測定します。</p>
(22) 削除	
(23) DSL回線管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能、IP通信網回線管理機能又は特定光信号端末回線管理機能に係る料金の適用	<p>DSL回線管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能、IP通信網回線管理機能又は特定光信号端末回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第4欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄、2-11第23欄第24欄又は第1表（接続料金）第2（網改造料）1（適用）1-1（網改造料の対象となる機能）第70欄第69欄に規定する機能を利用する場合に適用します。</p>
(24) DSL回線故障対応機能に係る料金の適用	<p>DSL回線故障対応機能に係る料金については、協定事業者が、2（料金額）2-1-1-1第4欄ア（イ）欄又はイ（イ）欄に規定する機能を利用する場合であって、当社の電話サービスに故障がないときにおいても協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するための対応を当社に申込む場合に限り適用します。</p>

(25) 光信号局内伝送機能に係る料金の適用	<p>当社の電気通信設備（光回線設備を除きます。）と他事業者の電気通信設備を接続する光信号局内伝送路又は当該光信号局内伝送路を利用する区間若しくは2（料金額）2-1-1-2第3欄第4欄若しくは2-5-3-3に規定する機能に係る光信号局内伝送路を利用する区間において当社の光信号局内伝送路に係る故障発生時に切替することを目的として設置される予備の光信号局内伝送路（以下「光信号局内予備伝送路」といいます。）を利用する場合は、その設置の態様に応じて、2-11第19欄ア欄に掲げる料金額及びイ欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離にイ欄に掲げる料金額を乗じた額（ア欄と同時に適用する場合に限ります。）を加えた額を適用します。</p>
(26) 端末間伝送等機能の料金の適用	<p>ア 端末間伝送等機能は、一般専用（帯域品目のうち放送利用に係るものを除きます。）及び高速デジタル伝送に適用します。ただし、専用サービス契約約款附則第11条に規定するものを除きます。</p> <p>イ 端末間伝送等機能の基本額を、専用サービス契約約款に規定する基本額とみなして、長期継続利用に係る基本額の適用及び高額利用に係る基本額の割引の適用について、専用サービス契約約款に規定されている部分を準用します。</p> <p>この場合において、当社は、長期継続利用に係る端末間伝送等機能を利用している協定事業者から、長期継続利用の廃止等があった場合に支払いを要する額を一括支払いする旨の規定を適用しないよう求める申出があったときは、次のとおりとします。</p> <p>(ア) その協定事業者が端末間伝送等機能の利用を終了すると同時に他の協定事業者から端末間伝送等機能の利用の申込みがあり、当社がそれを承諾した場合であって、契約者変更がない場合には、その協定事業者とその他の協定事業者が同一の者であるものとみなして取り扱うものとします。</p> <p>(イ) その協定事業者が端末間伝送等機能の利用を終了すると同時に当社の契約約款に基づく契約（専用契約（高速デジタル伝送サービスに係るものに限ります。）又はLAN型通信網契約とし、他社料金設定回線に係るものを除きます。）の申込みがあり、当社がそれを承諾した場合であって、契約者変更がない場合又はその協定事業者が契約者となる場合には、その協定事業者とその契約の申込みを行った者が同一の協定事業者であるものとみなして取り扱うものとします。</p> <p>ウ 端末間伝送等機能については、協定事業者は、その利用する機能に係る全ての回線について同一の選択（ア欄又はイ欄のいずれかの選択をいいます。）をすることを要します。</p> <p>エ 回線終端装置を利用する場合は、2（料金額）2-12-1に掲げる料金額について上記イを適用して算出した額に、2-12-2に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p>
(26)-2 削除	
(27) 網同期クロック供給機能の料金の適用	<p>ア 当社の網同期クロック供給機能を用いて、協定事業者と他の電気通信事業者（当社の網同期クロック供給機能の提供を受けている電気通信事業者及び特定端末系事業者を除きます。以下この欄において、他の電気通信事業者を「協定外電気通信事業者」といいます。）間との通信の同期をとる場合には、当該協定事業者は協定外電気通信事業者の数に1を加えた事業者数分の網使用料の支払いを要します。ただし、協定外電気通信事業者が当社に網同期クロック供給機能の料金に相当する額を支払う場合はこの限りではありません。</p> <p>イ 当社の網同期クロック供給機能の提供を受ける協定事業者（協定外電気通信事業者を含みます。以下この欄において同じとします。）は、特定端末系事業者の網同期クロック供給機能の提供を受けるものとします。</p>
(28) 削除	
(29) 波長多重機能に係る料金の適用	<p>ア 波長多重機能ア欄に係る料金については、2（料金額）2-1-1-1第2欄ウ(ア)欄又は(イ)欄に係る料金及び2-1-1-1第6欄ア欄に係る料金と組み合わせて適用します。</p> <p>イ 波長多重機能イ欄に係る料金については、光信号多重分離機能ア(ア)欄又はイ</p>

	欄に係る料金と組み合わせて適用します。						
(30) 保守の区別	<p>第8欄及び第10欄並びに2（料金額）に掲げる保守の区別については、以下のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td> <p>以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの</p> <p>ア タイプ1-1 保守対応時間が、土日祝日（1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むもの）とします。以下同じとします。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</p> <p>イ タイプ1-2 保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</p> </td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>保守対応時間が限定されていないもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1	<p>以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの</p> <p>ア タイプ1-1 保守対応時間が、土日祝日（1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むもの）とします。以下同じとします。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</p> <p>イ タイプ1-2 保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</p>	タイプ2	保守対応時間が限定されていないもの
区 別	内 容						
タイプ1	<p>以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの</p> <p>ア タイプ1-1 保守対応時間が、土日祝日（1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むもの）とします。以下同じとします。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</p> <p>イ タイプ1-2 保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</p>						
タイプ2	保守対応時間が限定されていないもの						
(31) 付加機能接続機能に係る料金の適用	この料金表の規定にかかわらず、別表1（接続により提供する機能）の1-2に規定する付加機能接続機能に係る料金については、協定事業者は網使用料の支払いを要しません。						
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	<p>関門系ルータ交換機能（IPoE方式で接続する場合に限り）イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる令和6年4月1日時点（ただし、同欄イ(7)②欄については当該IP通信網終端装置の利用が予定される月の月末時点とします。）のIP通信網終端装置（IPoE方式で接続するものに限り）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、IPoE接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和6年4月1日（ただし、同欄イ(7)②欄については当該IP通信網終端装置の利用が予定される月の月末時点とします。）以降、その区分ごとのIP通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。</p>						

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区分			単位	料金額	備考		
(1) 削除							
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を受容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ 削除					
		ウ 光信号伝送装置により符号伝送が可能なもの (1 Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの)	(7) 光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号主端末回線又は光局内スプリッタの最大数が1のもの (1 Gbit/sタイプに限ります。)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,372円 1,269円	2-1の4に係る料金は含みません。	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,372円 1,269円		
				③ ①②以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,413円 1,307円		
		(4) 光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号主端末回線又は光局内スプリッタの最大数が8のもの (1 Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号伝送装置ごとに	72,025円 76,996円		
				1 光信号主端末回線収容装置ごとに	15,189円 15,185円		
				1 保守用光信号主端末回線収容装置ごとに	12,491円 13,440円		
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号伝送装置ごとに		72,025円 76,996円
					1 光信号主端末回線収容装置ごとに		15,189円 15,185円
					1 保守用光信号主端末回線収容装置ごとに		12,491円 13,440円

				③ ①②以外のもの	1 光信号 伝送装置 ごとに	74,186円 79,306円	
					1 光信号 主端末回 線収容装 置ごとに	15,645円 15,641円	
					1 保守用 光信号主 端末回線 収容装置 ごとに	12,866円 13,843円	
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの		1 回線ごとに	1,625円 1,583円	
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	1,625円 1,583円	
					(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 回線ごとに	1,674円 1,630円
		イ 4線式のもの				1 回線ごとに	3,348円 3,261円
		ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	(1) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金		1 回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額
					(2) 令和7年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	(1) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金		1 回線ごとに	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額
					(2) 令和7年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額

			(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額
				② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額
		エ	2芯式のもの	(7)～(イ) (略)	——	——
			(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,227円 4,456円
				② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	4,110円 4,334円
(4)	端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(7) (イ) 以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに 1,671円 1,628円
					② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに 1,671円 1,628円
					③ ①②以外のもの	1回線ごとに 1,721円 1,677円
				(イ) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに 64円 64円
					② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに 64円 64円

	イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カド内に単独収容されているものに限ります。)	(7) (4)以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,920円 <u>1,846円</u>
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,920円 <u>1,846円</u>
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,970円 <u>1,895円</u>
		(4) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	313円 <u>282円</u>
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	313円 <u>282円</u>
(4)-2 削除					
(5) 削除					

(6) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合）	ア 光信号端末回線（光局外スリッパを含まないものに限ります。）により芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール（光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。）においてフィルタ（保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。）を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円 <u>2,163円</u>
			B 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,995円 <u>2,104円</u>	
			② 保守の区別がタイプ2のもの	A 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円 <u>2,163円</u>
			B 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,995円 <u>2,104円</u>	
			③ ①②以外のもの	A 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,114円 <u>2,228円</u>
			B 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,055円 <u>2,167円</u>	
	(4) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円 <u>2,163円</u>	
			B 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,995円 <u>2,104円</u>	

	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円 <u>2,163円</u>	
		B 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,995円 <u>2,104円</u>	
		③ ①②以外のもの	A 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,114円 <u>2,228円</u>
			B 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,055円 <u>2,167円</u>
	イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,812円 <u>1,796円</u>
			② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,746円 <u>1,730円</u>
(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの		① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,812円 <u>1,796円</u>	
		② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,746円 <u>1,730円</u>	

		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,863円 1,847円	
			② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,795円 1,779円	
(7)	総合デジタル通信端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能（その接続形態が総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第2種総合デジタル通信サービス（23B+D利用であって着信専用機能を提供されるもの）に限ります。）の契約者（臨時第2種契約者及び共用契約者回線の契約者を除きます。）と同一であるものに限ります。	ア イ以外のもの	1回線ごとに	総合デジタル通信サービスの契約約款の該当する回線使用料（基本料）から当該回線使用料（基本料）の24.8%に相当する料金を減じた額	——
			イ 当社が当該協定事業者との間における接続の申込受付（申込書の修正等を含みます。）及び故障対応に関する連絡調整を行う業務を行わない場合（以下「連絡調整業務なしの場合」といいます。）	1回線ごとに	総合デジタル通信サービスの契約約款の該当する回線使用料（基本料）から当該回線使用料（基本料）の35.6%に相当する料金を減じた額	——
(8)	削除	——	——	——	——	——
(9)	端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	3,913円 4,115円	
			イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,449円 9,125円	
			ウ 2Gbit/s から400Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	2,515円 2,652円	

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区分		単位	料金額	備考		
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号 主端末 回線 (光局 外スプ リッタ を含む ものに 限りま す。)に より1 芯にて 伝送を 行う機 能	ア 保守の区 別がタイ プ1-1の もの	(7) 令和6 年4月 1日か ら令和 7年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線ご とに	1,654円 1,616円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
			1回線ご とに	2-1-1- 1第6欄 イ(7)①欄に 規定する料 金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。	
			1回線ご とに	2-1-1- 1第6欄 イ(7)①欄に 規定する料 金額に、 122円 134円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 122円 134円 のうち、 120円 133円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。	
			(イ) 令和7 年4月 1日か ら令和 8年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線ご とに	2-1-1- 1第6欄 イ(7)②欄に 規定する料 金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1回線ご とに	2-1-1- 1第6欄 イ(7)②欄に 規定する料 金額に、 169円 189円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 169円 189円 のうち、 167円 188円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。	

	(ウ) 令和8年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和8年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、 160円 181円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 160円 181円 のうち、 158円 180円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,654円 1,616円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)①欄に規定する料金額に、 122円 134円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 122円 134円 のうち、 120円 133円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(イ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)②欄に規定する料金額に、 169円 189円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 169円 189円 のうち、 167円 188円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

ウ アイ以外のもの	(ウ) 令和8年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和8年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、 160円 181円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 160円 181円 のうち、 158円 180円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(フ) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,701円 1,662円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
(イ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、 125円 138円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 125円 138円 のうち、 123円 137円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、 174円 194円 を加算した料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。 接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 174円 194円 のうち、 172円 193円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

		(ウ) 令和8年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和8年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、 164円 186円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 164円 186円 のうち、 162円 185円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	-----------------------	--------	---	--

2-1-1-2 加算料

月額

区分				単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの			1回線ごとに	165円 148円	—
	イ 1芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額	
			② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額	
	(4) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの		① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	156円 143円	
			② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	153円 141円	
	ウ 削除				—	

(2)	2-1-1-1 第2欄又は第6欄に規定する機能に係る加算料	ア	光信号分岐端末回線に係る加算料	(7)	当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	367円 468円	72円				
						② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	367円 468円	72円				
						③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	378円 482円	74円				
				(4)	当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用しないもの	①	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	372円 471円	72円		
								B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	372円 471円	72円		
								C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	383円 485円	74円		
								②	協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	367円 466円	72円
										B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	367円 466円	72円
										C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	378円 480円	74円

イ 光信号主 端末回線 に係る加 算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1光信号 主端末回 線ごとに	1,812円 <u>1,796円</u>	—
		② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1光信号 主端末回 線ごとに	1,746円 <u>1,730円</u>	
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1光信号 主端末回 線ごとに	1,812円 <u>1,796円</u>	
		② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1光信号 主端末回 線ごとに	1,746円 <u>1,730円</u>	
	(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1光信号 主端末回 線ごとに	1,863円 <u>1,847円</u>	
		② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1光信号 主端末回 線ごとに	1,795円 <u>1,779円</u>	
(3) 削除	—		—	—	—
(3) (4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	403円 <u>273円</u>	—	
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.916円 <u>1.295円</u>		
(4) (5) 削除	—		—	—	—

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分		単位	料金額	備考	
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに 1,654円 <u>1,616円</u>	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、 122円 134円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>122円 134円</u> のうち、 <u>120円 133円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、 169円 189円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>169円 189円</u> のうち、 <u>167円 188円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

	(ウ)	令和8年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	令和8年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、 160円 181円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 160円 181円 のうち、 158円 180円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
イ	(7)	保守の区別がタイプ1-2のもの	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	1,654円 1,616円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(4)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(4)①欄に規定する料金額に、 122円 134円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 122円 134円 のうち、 120円 133円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

(イ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、 169円 189円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 169円 189円 のうち、 167円 188円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(ウ) 令和8年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和8年4月1日以降に適用する2-1-1-2 第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、 160円 181円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 160円 181円 のうち、 158円 180円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

ウ アイ以外のもの	(7) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,701円 <u>1,662円</u>	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、 125円 138円 <u>を加算した料金額</u>	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 125円 138円 のうち、 123円 137円 <u>にのみ消費税相当額を加算するものとします。</u>
	(イ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、 174円 194円 <u>を加算した料金額</u>	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 174円 194円 のうち、 172円 193円 <u>にのみ消費税相当額を加算するものとします。</u>

			(ウ) 令和8年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和8年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、 164円 186円	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる
					を加算した料金額	164円 186円 のうち、 162円 185円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-2 加算額

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考
(1)	回線終端装置の部分の加算額	専用サービス契約約款の料金表を準用します。	—
(2)	当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア 既に設置された当社の光屋内配線を光信号主端末回線と一体として利用する場合（イ欄を適用する場合を除きます。）	専用サービス契約約款の高速デジタル伝送サービスの1.5Mb/s用の場合の屋内配線専用料を2で除した額を適用します。
		イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(7) 保守の別がタイプ1-1のもの 190円 180円
			(イ) 保守の別がタイプ1-2のもの 196円 187円
			(ウ) (7) (イ) 以外のもの 203円 190円

2-1の2 削除

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

		区分	料金額	備考
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。)の相互変換を行う機能	(1) 100Mbit/s		
		ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	681円	
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	681円	
		ウ アイ以外のもの	701円	
		(1) 削除		
		(2) 1Gbit/sタイプ		
		ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1,826円 614円	
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1,826円 614円	
		ウ アイ以外のもの	1,881円 632円	

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

		区分	料金額	備考		
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	(7) 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	159円 240円		
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	159円 240円		
			③ ①②以外のもの	164円 247円		
			(4) 光信号端末回線の最大収容数が8のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	308円 674円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	308円 674円	
				③ ①②以外のもの	317円 694円	
		イ 10Gbit/sタイプ	光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	423円 415円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	423円 415円	
				③ ①②以外のもの	436円 427円	

2-2 端末系交換機能

区分	単位	料金額	備考			
(1) 加入者交換機能	加入者交換機（簡易型交換機（契約者回線を収容する交換設備のうち当社が指定する交換機をいいます。以下同じとします。）及び加入者交換機と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含みます。以下料金表第1表第1において同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに	0.59746円	——		
		1秒ごとに	0.055161円	——		
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.1469円	——		
(3) 削除	——	——	——			
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	10,416,667円	——		
(5) 削除	——	——	——			
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00006281円	——	
		イ 削除	——	——		
		ウ 削除	——	——		
		エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00007851円		
	オ リルーティング通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00009547円			
(7) 加入者交換機回線対応部専用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機接続回線を収容する機能	1秒ごとに	0.0019914円	——		
(8) 加入者交換機回線対応部共用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに	0.0029589円	——		
(9) 端末系ルータ交換機能	一般収容局ルータにより通信の交換を行う機能	ア 1Gbit/sタイプ	(7) (イ)以外のもの	1装置ごとに月額	406,663円 431,745円	——
			(イ) 専らIP電話の提供の用に供するもの	1装置ごとに月額	594,872円 506,061円	
		イ 10Gbit/sタイプ		1装置ごとに月額	705,208円 694,904円	——

(10) 一般収容局ルータ優先パケット識別機能	一般収容局ルータにおいて、優先パケット（最優先クラス、高優先クラス及び優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下、同じとします。）等を識別する機能	ア 1 Gbit/s タイプ	(7) SIPサーバを用いて制御するもの	1チャンネルごとに月額	2.14円 ----- 2.06円	-----
			(イ) 優先クラスを識別するもの	1契約数ごとに月額	2.43円 ----- 2.27円	
			(ウ) (7) (イ) 以外のもの	1装置ごとに月額	8,267円 ----- 8,354円	
		イ 10Gbit/s タイプ	(7) SIPサーバを用いて制御するもの	1契約数ごとに月額	2.14円 ----- 2.06円	
			(イ) 優先クラスを識別するもの	1装置ごとに月額	2.43円 ----- 2.27円	
			(ウ) (7) (イ) 以外のもの	1装置ごとに月額	23,817円 ----- 23,468円	
(11) メタル回線収容機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続する場合において、メタル回線収容装置（メタル回線を収容し、インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信機器をいいます。以下同じとします。）及びメディアゲートウェイ（第5条第1項の表中第7-2欄で接続する場合において音声信号とパケットの相互間の変換を行うものをいいます。以下同じとします。）によりメタル回線を収容し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能			1秒ごとに	0.024394円	-----

2-3 市内伝送機能

区分		単位	料金額	備考
市内伝送機能	市内中継交換機（中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。）と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.10447円	-----
		1秒ごとに	0.013200円	

2-4 中継系交換機能

区分		単位	料金額	備考		
(1) 中継交換機能	市外中継交換機（中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに	0.10447円	_____		
		1秒ごとに	0.00089286円			
(2) 中継交換機回線対応部専用機能	当社の中継交換機回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能	1秒ごとに	0.000091014円	_____		
(3) 中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに	0.00015093円	_____		
(4) 関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信の交換を行う機能	ア 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するものうちPPPoE方式で接続する場合	1装置ごとに月額	242,132円 284,493円	_____	
		(7) 東京都内の設置場所において接続する場合	①接続対象地域を東日本全域とするもの	1ポートあたり月額	159,922円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
			②接続対象地域を東京都内とするもの	1ポートあたり月額	273,495円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
			(4) 千葉県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	208,207円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
			(5) 埼玉県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	195,907円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。

(エ) 神奈川県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	173,414円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(オ) 茨城県内及び栃木県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	824,208円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(カ) 北海道内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	252,197円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(キ) 宮城県内及び山形県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	195,089円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ク) 群馬県内及び山梨県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	234,639円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ケ) 茨城県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	337,050円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(コ) 栃木県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	418,060円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。

(7) 大阪府内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	176,938円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(4) 兵庫県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	280,407円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(7) 愛知県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	236,112円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(1) 広島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	284,564円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(4) 福岡県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	238,156円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(カ) 京都府内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	369,286円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(キ) 静岡県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	465,823円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ク) 岐阜県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	498,467円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。

(ケ) 三重県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	597,708円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ク) 熊本県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	499,533円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(カ) 鹿児島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	599,083円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(シ) 岡山県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	423,597円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ス) 長崎県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,154,208円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(セ) 山口県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	599,083円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(リ) 滋賀県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	599,083円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ロ) 石川県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,153,792円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。

(フ) 富山県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,153,792円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(フ) 奈良県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	783,861円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(フ) 愛媛県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	783,861円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ト) 香川県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,153,792円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ト) 佐賀県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,153,792円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ニ) 沖縄県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	598,875円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ヌ) 大分県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,145,042円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ネ) 和歌山県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,145,042円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。

	(イ) 宮崎県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,145,042円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
	(ハ) 福井県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	778,056円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
	(ヒ) 徳島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,145,042円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
	(フ) 島根県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,145,042円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
	(ヘ) 鳥取県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,145,042円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
	(ホ) 高知県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,145,042円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
ウ	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続するものであってエ以外の場合	1ポートごとに月額	1,172,222円 1,905,556円	—
エ	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続するものであって当社中間配線盤又は当社が指定する装置で接続する場合	1秒ごとに	0.000015833円 0.000018197円	—

2-4の2 音声パケット変換機能

区分		単位	料金額	備考
音声パケット変換機能	IGSで接続し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	1秒ごとに	0.0024570円	—
			0.0041360円	

2-5 中継伝送機能

2-5-1 中継伝送共用機能

区分		単位	料金額	備考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.0060027円	—

2-5-2 中継伝送専用機能の基本額

区分		単位	料金額	備考
中継伝送専用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を専ら協定事業者が利用して通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.0014454円	—

2-5-2の2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区分		単位	料金額	備考
中継交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項の表中第4欄で接続する場合において、通信用建物に設置された中継交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備（50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）とその中継交換機との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能	1秒ごとに	0.00010600円	—

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区分			料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	0.916円	—
		イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1.295円	

2-5-3-2 特別光信号中継伝送機能に係る基本料

1波長ごとに月額

区分	料金額	備考
特別光信号中継回線により1波長にて伝送を行う機能	<p>特別光信号中継伝送機能に係る基本料については、次の算出式により、波長分割多重回線（特別光信号中継回線から波長分割多重装置を除いた部分をいいます。以下同じとします。）に係る利用区間ごとの料金額を算定し、それらの料金額を合計して適用します。</p> $\frac{\text{波長分割多重回線に係る利用区間ごとの料金額} \times \text{波長分割多重回線の距離} \times \text{波長分割多重回線の回線数} + \text{波長分割多重装置に係る費用}}{\text{波長分割多重回線に係る利用区間ごとの利用波長数}}$ <p>ア 波長分割多重回線の利用料は、2-5-3-1（一般光信号中継伝送機能に係る基本料）に規定する料金額を準用するものとし、波長分割多重回線の距離は、そのケーブルの長さにより算出します。</p> <p>イ 波長分割多重装置に係る費用は、第2（網改造料）2（料金額）2-1（算出式）に規定する算出式を用いて算定するものとし、</p> <p>ウ 利用波長数には、第34条の7（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第5項の規定により利用を開始したものとみなす特別光信号中継回線に係る波長数を含むものとし、</p>	

2-5-3-3 加算料

月額

区分	単位	料金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに 403円 273円	
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり 0.916円 1.295円	

2-6 通信路設定伝送機能 (NTT東日本の場合)
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

				1回線ごとに月額			
区 分				料金額			
				右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合		
				備考			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線送受信装置を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	A 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	13,159円	11,037円		
			専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの				
	通信路設定伝送機能	イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	109,132円	107,010円	
				エコノミークラスのもの	12,440円	10,440円	
				128kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	12,681円	10,640円
					保守の区別がタイプ1-2のもの	13,159円	11,037円
				192kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	134,558円	130,320円
					保守の区別がタイプ1-2のもの	20,247円	16,247円
				256kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	20,643円	16,562円
					保守の区別がタイプ1-2のもの	21,430円	17,192円
				384kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	159,902円	153,542円
					保守の区別がタイプ1-2のもの	185,302円	176,821円
				512kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	236,102円	223,383円
					保守の区別がタイプ1-2のもの	286,907円	269,945円
				768kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	388,506円	363,068円
					保守の区別がタイプ1-2のもの	540,914円	502,752円
				1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	693,319円	642,438円
					保守の区別がタイプ1-2のもの	176,161円	128,161円
				1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	179,676円	130,714円
					保守の区別がタイプ1-2のもの	186,702円	135,821円
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの				保守の区別がタイプ1-1のもの	1,048,931円	968,369円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	1,379,141円	1,271,019円	
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,734,753円	1,596,950円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	2,749,553円	1,604,341円				
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,804,532円	1,636,418円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	2,914,495円	1,700,571円				

2-6-1-2 加算料

				1回線ごとに月額			
区 分				料金額			
				通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の10kmの加算料		
				備考			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線送受信装置を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	A 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	2,070円	4,326円		
			専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの				
	通信路設定伝送機能	イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,880円	3,429円	
				エコノミークラスのもの	2,070円	4,326円	
				128kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,950円	4,081円
					保守の区別がタイプ1-2のもの	1,990円	4,163円
				192kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,070円	4,326円
					保守の区別がタイプ1-2のもの	4,130円	8,652円
				256kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	4,130円	8,652円
					保守の区別がタイプ1-2のもの	3,900円	8,162円
				384kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,980円	8,325円
					保守の区別がタイプ1-2のもの	4,130円	8,652円
				512kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	6,200円	12,978円
					保守の区別がタイプ1-2のもの	8,270円	17,303円
				768kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	12,400円	25,955円
					保守の区別がタイプ1-2のもの	16,540円	34,607円
				1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	24,800円	51,910円
					保守の区別がタイプ1-2のもの	37,210円	77,865円
				1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	49,610円	103,821円
					保守の区別がタイプ1-2のもの	46,800円	97,944円
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの				保守の区別がタイプ1-1のもの	47,740円	99,903円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	49,610円	103,821円	
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	78,550円	164,383円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	105,420円	220,619円				
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	134,360円	281,181円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	520,700円	1,345,565円				
	保守の区別がタイプ1-1のもの	531,110円	1,372,476円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	551,940円	1,426,299円				

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

				1回線ごとに月額	
区 分				料金額	
				備考	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線送受信装置を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	A 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	10,421円	
			専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
通信路設定伝送機能	イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	8,533円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの		
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの		
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの		
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの		
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの		
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの		
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの		
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの		
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの		
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,239,610円				
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,556,919円				

2-6 通信路設定伝送機能 (NTT西日本の場合)
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

区 分			1回線ごとに月額		備考	
			料金額	右欄以外の 場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		—	
			専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの			
	イ 高速ディジタル伝送に係るもの	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの		—
				64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの		
				クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの		
				保守の区別がタイプ1-1のもの		
				保守の区別がタイプ1-2のもの		
				保守の区別が上記以外のもの		
				192kbit/sの符号伝送が可能なもの		
				256kbit/sの符号伝送が可能なもの		
				384kbit/sの符号伝送が可能なもの		
				512kbit/sの符号伝送が可能なもの		
				768kbit/sの符号伝送が可能なもの		
				1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの		
				1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの		
				3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの		
				4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの		
				6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの		
				クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの		
				保守の区別がタイプ1-1のもの		
保守の区別がタイプ1-2のもの						
保守の区別が上記以外のもの						
ウ	削除	—	—	—		

2-6-1-2 加算料

区 分			1回線ごとに月額		備考	
			料金額	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		—	
			専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの			
	イ 高速ディジタル伝送に係るもの	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの		—
				64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの		
				クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの		
				保守の区別がタイプ1-1のもの		
				保守の区別がタイプ1-2のもの		
				保守の区別が上記以外のもの		
				192kbit/sの符号伝送が可能なもの		
				256kbit/sの符号伝送が可能なもの		
				384kbit/sの符号伝送が可能なもの		
				512kbit/sの符号伝送が可能なもの		
				768kbit/sの符号伝送が可能なもの		
				1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの		
				1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの		
				3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの		
				4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの		
				6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの		
				クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの		
				保守の区別がタイプ1-1のもの		
保守の区別がタイプ1-2のもの						
保守の区別が上記以外のもの						
ウ	削除	—	—	—		

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

区 分			1回線ごとに月額		備考
			料金額	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		—
			専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの		
			64kbit/sの符号伝送が可能なもの		
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの		
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの		
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの		
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの		
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの		
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの		
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの		
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの		
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの					
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの					
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの					

2-6の2 削除

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。）	209,877円	—
		296,296円	

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（都道府県の区域における通信に係るものに限ります。）	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	61,433円 50,923円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	81,352円 67,435円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	95,991円 79,570円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	107,991円 89,518円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	118,311円 98,073円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	127,431円 105,634円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	135,591円 112,399円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	143,271円 118,766円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	150,231円 124,536円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	156,711円 129,909円
		200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	208,076円 172,497円
		300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	245,282円 203,349円
		400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	276,010円 228,830円
		500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	302,177円 250,532円
600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	325,465円 269,847円		
700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	346,594円 287,372円		

800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	366,042円 303,505円
900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	384,051円 318,444円
1 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	400,860円 332,389円
2 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	531,754円 441,004円
3 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	627,372円 520,379円
4 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	705,472円 585,234円
5 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	772,773円 641,137円
6 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	832,396円 690,676円
7 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	886,499円 735,640円
8 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	936,283円 777,023円
9 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	982,227円 815,224円
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,025,532円 851,237円
20Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,360,910円 1,130,408円
30Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,606,300円 1,334,989円
40Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,806,815円 1,502,373円
50Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,979,493円 1,646,684円
60Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,132,734円 1,774,883円
70Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,271,817円 1,891,346円
80Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,399,381円 1,998,261円
90Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,518,066円 2,097,817円

100Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,629,313円 2,191,207円
200Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,495,086円 2,920,624円
300Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4,130,248円 3,458,889円
400Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4,650,944円 3,902,274円
500Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,100,369円 4,286,583円
600Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,500,601円 4,630,115円
700Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,864,117円 4,943,214円
800Gbit/sの符合伝送が可能なもの	6,198,836円 5,232,443円
900Gbit/sの符合伝送が可能なもの	6,510,278円 5,502,378円
1Tbit/sの符合伝送が可能なもの	6,802,523円 5,756,401円
2Tbit/sの符合伝送が可能なもの	9,097,450円 7,776,477円
3Tbit/sの符合伝送が可能なもの	10,802,531円 9,307,631円
4Tbit/sの符合伝送が可能なもの	12,215,328円 10,596,514円
5Tbit/sの符合伝送が可能なもの	13,446,468円 11,734,821円
6Tbit/sの符合伝送が可能なもの	14,551,383円 12,768,502円
7Tbit/sの符合伝送が可能なもの	15,562,231円 13,724,210円
8Tbit/sの符合伝送が可能なもの	16,499,647円 14,619,052円
9Tbit/sの符合伝送が可能なもの	17,377,551円 15,464,564円
10Tbit/sの符合伝送が可能なもの	18,206,741円 16,269,697円
20Tbit/sの符合伝送が可能なもの	24,891,323円 22,988,731円
30Tbit/sの符合伝送が可能なもの	30,068,654円 28,458,411円
40Tbit/sの符合伝送が可能なもの	34,498,717円 33,308,685円
50Tbit/sの符合伝送が可能なもの	38,464,679円 37,774,267円
60Tbit/sの符合伝送が可能なもの	42,107,401円 41,971,917円
70Tbit/sの符合伝送が可能なもの	45,509,913円 45,970,459円

	80Tbit/sの符合伝送が可能なもの	48,724,769円 49,813,452円
	90Tbit/sの符合伝送が可能なもの	51,787,963円 53,530,735円
	100Tbit/sの符合伝送が可能なもの	54,725,894円 57,144,187円

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

		単位料金区域ごとに月額	
	区分	料金額	備考
イーサネット フレーム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能（単位 料金区域におけ る通信に係るも のに限ります。）	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	133,288円 98,007円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	176,506円 129,789円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	208,271円 153,148円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	234,309円 172,297円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	256,702円 188,766円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	276,492円 203,321円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	294,200円 216,344円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	310,866円 228,602円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	325,971円 239,712円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	340,034円 250,056円
		200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	451,511円 332,058円
		300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	532,272円 391,474円
		400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	598,975円 440,555円
		500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	655,786円 482,362円
		600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	706,350円 519,575円
700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	752,228円 553,343円		
800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	794,462円 584,432円		

900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	833,571円 613,223円
1Gbit/sの符合伝送が可能なもの	870,078円 640,101円
2Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,154,447円 849,540円
3Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,362,284円 1,002,707円
4Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,532,115円 1,127,928円
5Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,678,517円 1,235,923円
6Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,808,260円 1,331,667円
7Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,926,027円 1,418,608円
8Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,034,424円 1,498,657円
9Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,134,490円 1,572,582円
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,228,829円 1,642,296円
20Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,960,327円 2,183,630円
30Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,496,588円 2,581,411円
40Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,935,492円 2,907,606円
50Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4,314,002円 3,189,395円
60Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4,650,342円 3,440,177円
70Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4,955,964円 3,668,372円
80Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,236,596円 3,878,193円
90Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,497,965円 4,073,850円
100Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,743,194円 4,257,640円

200Gbit/sの符合伝送が可能なもの	7,660,278円 5,702,009円
300Gbit/sの符合伝送が可能なもの	9,077,037円 6,778,498円
400Gbit/sの符合伝送が可能なもの	10,245,455円 7,672,386円
500Gbit/sの符合伝送が可能なもの	11,259,246円 8,452,580円
600Gbit/sの符合伝送が可能なもの	12,166,308円 9,154,298円
700Gbit/sの符合伝送が可能なもの	12,993,713円 9,797,446円
800Gbit/sの符合伝送が可能なもの	13,758,643円 10,394,657円
900Gbit/sの符合伝送が可能なもの	14,473,072円 10,954,735円
1 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	15,145,850円 11,484,188円
2 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	20,512,186円 15,777,673円
3 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	24,598,814円 19,130,211円
4 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	28,051,314円 22,016,487円
5 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	31,109,697円 24,612,975円
6 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	33,894,229円 27,008,105円
7 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	36,474,674円 29,253,174円
8 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	38,895,807円 31,381,103円
9 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	41,187,823円 33,414,095円
10Tbit/sの符合伝送が可能なもの	43,374,151円 35,369,376円
20Tbit/sの符合伝送が可能なもの	61,750,252円 52,358,131円

	30Tbit/sの符合伝送が可能なもの	76,856,277円 66,942,456円
	40Tbit/sの符合伝送が可能なもの	90,341,059円 80,334,710円
	50Tbit/sの符合伝送が可能なもの	102,818,943円 92,986,610円
	60Tbit/sの符合伝送が可能なもの	114,595,539円 105,122,864円
	70Tbit/sの符合伝送が可能なもの	125,850,983円 116,875,926円
	80Tbit/sの符合伝送が可能なもの	136,699,296円 128,329,631円
	90Tbit/sの符合伝送が可能なもの	147,218,570円 139,541,400円
	100Tbit/sの符合伝送が可能なもの	157,466,075円 150,553,341円

2-7 信号伝送機能

	区分	単位	料金額	備考
共通線信号網利用機能	ア 削除	1信号ごとに	0.018297円	_____
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能			国際系事業者、中継事業者又は特定端末系事業者に適用しません。
	ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能			_____

2-7の2 SIPサーバ機能

	区分	単位	料金額	備考
SIPサーバ機能	一般収容局ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	1通信ごとに	0.77885円 0.67708円	_____

2-7の3 SIP信号変換機能

	区分	単位	料金額	備考
SIP信号変換機能	SIPサーバと連携して、IP通信網内で流通するSIP信号を終端し、IP通信網とこれに相当する協定事業者の網との間で流通可能なSIP信号に変換する機能	1通信ごとに	0.050835円 0.060322円	_____

2-7の4 番号管理機能

区分		単位	料金額	備考
番号管理機能	SIPサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能	1通信ごとに	0.026894円 0.032936円	

2-7の5 ドメイン名管理機能

区分		単位	料金額	備考
ドメイン名管理機能	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してIPアドレスを出力する機能	1通信ごとに	0.032998円 0.034415円	

2-8 番号案内機能等

区分		単位	料金額	備考
(1) 番号案内サービス接続機能 (中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)及びその附帯設備 (特定協定事業者の伝送路設備及び特定事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	323円 402円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(1) -2 番号案内サービス接続機能 (一般中継局ルータ接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄に規定する箇所での接続であって、当社中間配線盤又は当社が指定する装置での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約書の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	319円 397円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 削除				
(2) -2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	148.88円 87.88円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア 削除			
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	19.07円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ~エ 削除			
(3) 削除				

(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能		1 番号ごとに	9.46円	番号情報データベース登録事業者に適用しません。
(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	ア イ以外の場合	1 番号ごとに	6.54円	番号情報データベース利用事業者に適用しません。
		イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1 番号ごとに	9.32円	番号情報データベース利用事業者に適用しません。

2-9 削除

2-10 公衆電話機能
2-10-1 基本料

	区分	単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1 秒ごとに	4.1057円 3.3852円	——
(2) 削除	——	——	——	——

2-10-2 加算料

	区分	単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1 秒ごとに	0.00109698円 0.00098081円	——
(2) 削除	——	——	——	——

2-1-1 その他の機能

	区分	単位	料金額	備考
(1) 市内通信機能	加入者交換機能と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.71809円	中継事業者に適用します。
		1秒ごとに	0.093329円	
(2) リルーティング通信機能	加入者交換機能、市内伝送機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、中継事業者が提供する仮想私設網サービス（以下「VPNサービス」といいます。）に係るリルーティング通話等の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.93040円	中継事業者に適用します。
		1秒ごとに	0.10373円	
(3) リルーティング指示に係る網保留機能	中継事業者が提供するVPNサービスに係るリルーティング通話を行うにあたって、リルーティング指示信号を受信してリルーティングを行うまでの間、加入者交換機、市外中継交換機及び加入者交換機と市外中継交換機間の伝送路設備を保留する機能	1通信ごとに	0.029325円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
(4) 音声ガイダンス送信用接続通信機能	ア 加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送信用に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.063451円	—
	イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送信用に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.068096円	—
(5) 削除				
(6) リダイレクション網使用機能	ア 当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.074550円	携帯・自動車電話事業者、国際系事業者、中継事業者、PHS事業者又は端末系事業者に適用します。
	イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.063104円	
(7)～(11) 削除				
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの	1回線ごとに月額 149円 ----- 363円	—
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	1回線ごとに月額 46円 ----- 68円	
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	33円 ----- 53円	—
(14) 削除				
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	43円 ----- 75円	—
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	46円 ----- 68円	—
(17)～(17)-2 削除				

(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1 光信号分岐端末回線ごとに月額	43円 75円	—
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごとに月額	403円 273円	—
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごとに1メートルあたり月額	0.916円 1.295円	—
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1 回線ごとに月額	43円 75円	—
(21) ~ (22) 削除					
(22) (23) 波長多重機能	専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	ア イ以外の場合	月額	655円 2,292円	—
		イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額	128円 112円	—
(23) (24) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）		一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	954,296円 1,006,286円	—
(24) ~ (25) (25) ~ (26) 削除					
(26) (27) 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能		1 回線ごとに月額	243円 220円	—

2-1-2 端末間伝送等機能

2-1-2-1 基本額

1 回線ごとに月額

区分			減額率	料金額	備考
端末間伝送等機能	第5条（標準的接続箇所）表中第1欄で接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同一となる機能	ア 一般専用に係るもの	(7) (イ)以外のもの	3.5%	専用サービス契約約款の該当する基本額から基本額に減額率を乗じた額を減じた額
			(イ) 連絡調整業務なしの場合	9.5%	
		イ 高速デジタル伝送に係るもの	(7) (イ)以外のもの	8.6%	
			(イ) 連絡調整業務なしの場合	21.6%	
		ウ 削除			

区分	料金額	備考
回線終端装置の部分の加算額	専用サービス契約約款の料金表を準用します。	_____

2-13 ルーティング伝送機能

区分	単位	料金額	備考	
(1) 削除				
(2) 一般中継系ルータ交換伝送機能	ア 最優先クラス	1 Mbitまで ごとに月額 0.000062933円 0.000091155円		
	イ 高優先クラス	1 Mbitまで ごとに月額 0.000062433円 0.000090431円		
	ウ 優先クラス	1 Mbitまで ごとに月額 0.000058437円 0.000083919円		
	エ ベストエフォートクラス	1 Mbitまで ごとに月額 0.000049946円 0.000072345円		
(3) 一般中継系ルータ接続伝送機能	一般中継局ルータとメディアゲートウェイとの間の伝送路設備により通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.019520円	
(4) 一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能	ア 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するものであって、イ以外の場合(100Gb/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 東京都内の設置場所において接続する場合は東日本全域とします。 (7) 大阪府内の設置場所において接続する場合は西日本全域とします。	1ポートごとの100Gb/sの符号伝送ごとに月額 7,016,667円 6,460,526円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
	イ (7) 以外の場合		1ポートごとの100Gb/sの符号伝送ごとに月額 3,840,909円 5,378,086円	
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続し、優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットに係る交換及び伝送を行う場合		1 Mbitまで ごとに月額 0.00014152円 0.00013039円	
	ウ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄(IP通信網間接続装置の他事業者側ポート又は中間配線盤に限ります。)で接続する場合	1秒ごとに	0.000026494円 0.000024646円	

2-14 網同期クロック供給機能

1 事業者あたり月額

区分		料金額	備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	38,206円 <hr/> 29,517円 <hr/>	